

## 札幌市マンション管理適正化推進計画について寄せられたご意見と本市の考え方

「札幌市マンション管理適正化推進計画（案）」について、札幌市パブリックコメント手続きに関する要綱に基づき、市民の皆様からご意見を募集したところ、合計 31 件の貴重なご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、そのご意見に対する札幌市の考え方を公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約しておりますことをご了承ください。また、計画案に直接関すること以外のご意見については、意見の趣旨のみ掲載させていただいております。

### 1 意見の募集期間

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日（月）～令和 5 年（2023 年）3 月 14 日（火）

### 2 資料の配布、閲覧場所

#### (1) 市役所等での配布

- ア 都市局市街地整備部住宅課（本庁舎 7 階）
- イ 市政刊行物コーナー（本庁舎 2 階）
- ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

#### (2) 札幌市公式ホームページ (<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/06mansyon/index.html>)

### 3 意見の受付方法

- (1) 持参
- (2) 郵送
- (3) ファックス
- (4) 電子メール

### 4 意見募集の周知方法

- (1) 札幌市公式ホームページ
- (2) 冊子の配布
- (3) 報道機関への投げ込み

### 5 意見提出者数・意見数

- (1) 意見提出者数  
12 人

#### (2) 意見の受付方法別内訳

| 提出方法 | 持参  | 郵送  | ファックス | 電子メール | 合計   |
|------|-----|-----|-------|-------|------|
| 提出者数 | 2 人 | 0 人 | 4 人   | 6 人   | 12 人 |

- (3) 意見数  
31 件

### 6 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方 別添のとおり

令和 5 年 4 月  
札幌市都市局市街地整備部住宅課  
TEL 011-211-2807 FAX 011-218-5144  
市政等資料番号 01-M01-23-272

## ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方【札幌市マンション管理適正化推進計画】

(令和5年2月13日～令和5年3月14日実施)

※ご意見は要約し、類似意見を取りまとめております。

| I 計画の策定の目的等 |                |   |   |
|-------------|----------------|---|---|
| 意見番号        | 該当ページ          | ご意見の概要  | 札幌市の考え方   |
| 1           | 本書 P1<br>概要 P1 | <p>「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」「マンション管理適正化法」というものがどのようなものかわからないので、札幌市が説明すべき。マンションだけ改築されても解決できる問題ではなく、なぜなら高齢化はすでに進んでおり、交通についても障がい者や子どもを含めてバリアフリー化は必要不可欠だ。</p> <p>ただ今までのように老人病院、老人ホーム、ケアホームだけである単体としてのマンションはあるべきではない。公園があり、幼稚園がある、バス、地下鉄など市民の足としてのコミュニティが確保された、まちづくりの考えに基づいた計画を策定すべきではないか。単体としてではなく、市からまちづくりの考えをマンションに求め、充実した、目に見えるマンション計画を望む。</p> | <p>「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）」については、本計画の資料編の用語解説に表記しました。</p> <p>本計画は、マンション管理適正化法の改正を受け、札幌市が目指すマンションの管理に関する目標や指針を明確にし、地域の実情に合ったマンションの管理の適正化を推進することで、マンションの管理不全化を抑制し、管理水準の向上を図ることを目的に策定しております。</p> <p>福祉や商業などの利便機能の立地に関する考え方や公共交通などを含めた都市づくりの指針としては、「札幌市都市計画マスタープラン」や「札幌市立地適正化計画」、「札幌市総合交通計画」などがあり、本計画はこれらと整合を図りながら、マンションの管理の適正化を推進するための課題や目標、施策などを定める位置づけとなっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 2           | 本書 P1<br>概要 P1 | <p>地域コミュニティの形成にマンション管理の適正化を位置付ける発想が必要ではないか。</p> <p>町内会の加入率が上がらない要因の一つに、単独の町内会を持たない中・小規模の分譲マンションの存在があるはず。</p>  | <p>マンションにおけるコミュニティ形成については、「Ⅲ札幌市マンション管理適正化指針」の「2マンションの適正化の為に管理組合が留意すべき事項」の「(7)良好な居住環境の維持及び向上（本計画の本編 22 ページ）」の中で、「マンションにおけるコミュニティ形成は重要なものであり、管理組合においても、区分所有法に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが重要です。」と記載することで、コミュニティ形成がマンションの管理の適正化を図る上で重要であると位置づけております。</p> <p>また、良質な管理水準が維持されること</p>   |

|   |                      |  |   |
|---|----------------------|--|---|
|   |                      |  | で、居住者のみならず、周辺地区の良好な居住環境の維持向上にも寄与するものと考えています。  |
| 3 | 本書 P1<br>P5<br>概要 P1 | 札幌市からマンション管理組合に対し助言・指導等を行うとあるが、マンション管理業者やマンション事業者に対しても、助言・指導等を実施するべきではないか。   | 本計画は、マンション管理適正化法に基づき定めるものであり、同法第 5 条の 2 において、助言・指導等の対象として「管理組合の管理者等（管理者等が置かれていないときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等。）」と定められているため、助言・指導等の対象を札幌市が独自に変更することはできませんので、ご理解のほどよろしくをお願いします。 |
| 4 | 本書 P4<br>概要 P1       | 計画期間について、「必要な場合には適宜見直しを行う」とあるが、「必要な場合には」という部分を削除すべきである。  | 施策の効果検証を行った結果、見直しを行わない場合も想定し、「必要な場合には」という表現にしております。   |
| 5 | 本書 P5                | マンション管理業者の役割について「マンション管理業者は、管理組合の主体的な運営を補助する者として、法令等を遵守し公正かつ誠実にその業務を行う。」に文章を改めるべきだと考える。  | 法令等を遵守し公正に業務を行うことは、マンション管理業者だけではなく、各主体が当然に行うべきことであるため、あえて記載はしておりませんので、ご理解のほどよろしくをお願いします。  |
| 6 | 本書 P5                | マンション事業者の役割について「マンションを分譲する際は、宅地建物取引業法第 3 5 条及び第 3 5 条の 2 の規定による重要事項説明書による説明において、マンションの管理組合が円滑に運営を開始できるとともに、将来にわたってマンションが適切に維持管理されるようにするため、適切な管理規約や長期修繕計画、修繕積立金の案をあらかじめ定めていること及び規約の各条項について説明する必要があります。」に改めるべきだと考える。 | 本計画は、マンション管理適正化法に基づきマンションの管理の適正化を推進するために必要な事項を定めるものであり、宅地建物取引業法で定める重要事項の説明等については、宅地建物取引業法に則り行われるものと考えます。  |
| 7 | 本書 P5                | マンション専門家団体が具体的に示されていないため、団体名を例示した文章に改めるべきだと考える。  | 資料編の用語解説（本計画の本編 35 ページ）に、マンション専門家団体について記載しました。  |

| II 札幌市のマンションの現状と課題  |                        |   |   |
|---------------------|------------------------|---|---|
| 意見<br>番号            | 該当<br>ページ              | ご意見の概要  | 札幌市の考え方   |
| 8                   | 本書 P19<br>概要 P4        | 課題の「マンション管理への無関心や知識不足、合意形成への困難化」を「マンション管理の知識不足により管理への無関心と合意形成が困難化している。」に文章を改めるべきだと考える。  | マンション管理の知識不足以外の要因によっても、無関心等が生じていることが過去の実態調査からも判明していることから、このような表現にしております。  |
| III 札幌市マンション管理適正化指針 |                        |   |   |
| 意見<br>番号            | 該当<br>ページ              | ご意見の概要  | 札幌市の考え方   |
| 9                   | 本書 P23<br>概要 P3        | <p>賃貸人に対して区分所有者意識を持つことを言っているが、修繕積立金等の負担がないのであれば、関心を持つ意識にはならないと考える。</p> <p>借している不動産業者やオーナーが単なる家賃収益の意識でしかない場合は、区分所有者としての意識・責任感は希薄になっていくと思われる。</p>   | ご意見のとおり、賃貸人はマンション管理に関する意識が低い場合も考えられることから、適正なマンション管理を行うためには、管理組合において、管理に関する意識を高める取組などをしていただくことが重要となります。札幌市からも管理組合に対して、情報提供などに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。  |
| 10                  | 本書 P23<br>概要 P3        | <p>空室が増えてきていることに対して、総会の有効決議が過半数以上となっていると思うが、今後、投資目的だけの区分所有者や賃貸入居世帯が増えていくと、議決権があるにも関わらず、議決を行使しないことが多くなっていき、修繕工事の実施も難しくなることが予想される。</p> <p>実居住者の意思を強く議決に表すことのできる規約に改編が出来る法律になることを希望する。</p> <p>具体的には、「区分所有者の4/5の議決により、解体・売却が可能」という法律を、「実居住者の4/5の議決により、解体・売却が可能」に改編等である。</p> | <p>ご意見の内容は「建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）」で規定されているものであるため、本計画で変更することはできません。</p> <p>なお、現在、国では、ご意見のような課題を踏まえて区分所有法の改正を検討しており、建替え決議の4/5の議決を引き下げる案も出ていることから、札幌市におきましては、このような動向を注視し、適宜、対応してまいります。</p> |
| 11                  | 本書 P20<br>～24<br>概要 P3 | 札幌市マンション管理適正化指針について、管理組合が管理を疎かにすると生じる事例を付記して示すべきであると考えます。   | ご意見は、今後、マンション管理組合へ情報提供を行う際の参考とさせていただきます。  |

|    |        |  |  |
|----|--------|--|--|
| 12 | 本書 P24 | <p>管理組合ポストが郵便物を受け取る「郵便受け BOX」なのか、単なる「ご意見箱」なのか混同し易いので、「管理組合（法人）名の郵便 BOX」とするべきである。</p>   | <p>管理組合内で運用する「ご意見箱」ではなく管理組合向けの「郵便受け」を想定しておりますので、「管理組合名義の郵便受け」と表記を修正致します。</p>   |
| 13 | 本書 P24 | <p>太陽光パネルは、強風での飛散で屋上から落下し、入居者や近隣住民、駐車車両に損害を与える可能性があるため、「再生可能エネルギー設備の設置」の部分は削除すべきである。</p>   | <p>再生可能エネルギー設備につきましては、太陽光パネルの屋上設置だけではなく、壁面や地上への設置等、あるいは他の再生可能エネルギー設備も含めてご検討されることを推奨しておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>  |
| 14 | 本書 P25 | <p>助言、指導及び勧告を行う場合の判断基準の目安判断基準の目安表について「理事会の開催回数」「監事の理事会出席回数」「管理規約の改正記録」「管理委託契約実績報告書の検収を役員全員で実施」「適宜適切な維持修繕を行うための修繕積立金が積み立てられていない若しくは積立額が著しく少額と認められるとき」という事項を追加するべきである。</p> | <p>助言、指導及び勧告を行う場合の判断基準の目安は、国が定めた「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 2 に基づく助言・指導及び勧告に関するガイドライン」に基づき作成しております。各項目は、国の「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」に定める項目に加え、札幌市の独自基準として、放置すると将来的に周辺の住環境に悪影響を引き起こす可能性のある事項として「長期修繕計画の有無」と「大規模修繕工事の実施」を追加しています。</p> <p>理事会の開催回数や修繕積立金の多寡などについては、各マンションの状況に応じて、各マンションの規約などに定めるべきものと考えますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> |

|    |                 |  |  |
|----|-----------------|--|--|
| 15 | 本書 P26<br>概要 P3 | <p>管理計画認定制度について変更の検討をしてほしい。</p> <p>①修繕積立金の平均額は<br/>100～150 円/m<sup>2</sup>にするべき。</p> <p>②組合員名簿の内容確認については、<br/>3～4 年に 1 回程度でよい。</p>                 | <p>札幌市の管理計画認定制度の認定基準は、国の「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」で定めている「法第 5 条の 4 に基づく管理計画の認定の基準」に基づき定めております。この基準に関する具体的な内容（例えば、認定のために必要となる修繕積立金の平均額など）は、国の「マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第 5 条の 3 に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン（以下「認定ガイドライン」という。）」に定められております。</p> <p>なお、ご意見に該当する基準は下記のとおりです。</p> <p>①修繕積立金の平均額はマンションの規模に応じて、170～240（円/専床m<sup>2</sup>・月）以上であることと定められております。</p> <p>②管理組合の名簿確認については、1 年に 1 回以上は確認していることと定められております。</p> |
| 16 | 本書 P26          | <p>管理計画の認定基準について「理事会の開催回数」「監事の理事会出席回数」「管理規約の改正記録」「管理委託契約実績報告書の検収を役員全員で実施」「適宜適切な維持修繕を行うための修繕積立金が積み立てられていない若しくは積立額が著しく少額と認められるとき」という事項を追加すべきである。</p> | <p>管理計画の認定基準の設定にあたっては、有識者会議において、委員から「マンションを適切に管理していく上では、国の認定基準だけで必要な事項が十分に盛り込まれている」との意見があり、このような意見を踏まえ、札幌市としては独自基準を設定しないこととしております。理事会の開催回数や修繕積立金の多寡などについては、各マンションの状況に応じて、各マンションの規約などに定めるべきものと考えますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>  |

|    |                 |   |   |
|----|-----------------|---|---|
| 17 | 本書 P26<br>概要 P3 | <p>管理計画認定制度の基準についての質問</p> <p>①大規模修繕工事の定義は何か。</p> <p>②30 年後に修繕積立金がいくらあれば良いのか。</p> <p>③「長期修繕計画の計画期間」や「借入金の残高」、「総会の開催」等が認定基準となっているが、各マンションの事情により違いが出てくるのではないか。</p> | <p>①大規模修繕工事の定義については、本計画の資料編（本計画の本編 34 ページ）の用語解説をご覧ください。</p> <p>②マンションを適切に維持管理していくためには、長期的な修繕計画の策定が必要となりますので、ご理解のほどよろしく願います。また、「30 年後に修繕積立金がいくらあれば良いか」という基準はございません。</p> <p>③各マンションにおいて様々な事情があると推察されますが、管理計画の認定を受ける上では基準を満たすことが必要となりますので、ご理解のほどよろしく願います。</p> <p>なお、管理計画認定制度の基準に関する解説については、国交省作成の認定ガイドラインに記載されておりますので、必要に応じてご覧ください。認定ガイドラインの内容は、本計画の本編 37 ページに抜粋したものを掲載いたしました。</p> |
| 18 | 本書 P26<br>概要 P3 | <p>管理計画の認定基準にある、「長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと」について、マンションの修繕積立金については最近のような物価高騰により徴収せざるを得ないこともあるのではないか。</p>  | <p>不測の事態が発生した場合などに徴収した一時金は認められるものもあるため、必要に応じて、マンション管理計画認定制度相談ダイヤル（電話番号：03-5801-0858）へご相談をお願いします。</p>  |
| 19 | 本書 P26<br>概要 P3 | <p>管理計画の認定基準について、「計画期間全体での修繕積立金の総額から算出された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと」とあるが、計画期間がずれこんだ場合、修繕積立金の平均額の算出は変化するはずである。</p>   | <p>「計画期間全体での修繕積立金の総額から算出された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと」の判断については、認定を申請する時の長期修繕計画に基づき行います。なお、認定を取得した場合は 5 年ごとに更新が必要となりますので、計画がずれ込んだ場合は、都度、見直していただきますよう、お願いします。</p>   |

|    |                 |   |   |
|----|-----------------|---|---|
| 20 | 本書 P26<br>概要 P3 | <p>認定基準 17 項目のうち、⑭に「修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと」とあるが、「著しく低額でない」とは誰がどのような基準で判断するのが明確ではない。国の基準では「修繕積立金ガイドラインにひもづけ」とあり、札幌市もその基準に従うのか。 そうであれば、「修繕積立金ガイドライン」を明示しないと不親切である。</p> <p>認定制度について関係方面に問い合わせを重ねる過程で、国交省が作成した「マンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン」の存在を知った。ここには修繕積立金ガイドラインの概略が説明されているほか、認定の申請にあたっては総会決議が必要という重要な事項が明記されている。</p> <p>多くのマンションは会計年度を4月～3月に設定し、5月末日までに定期総会を開催する予定になっていると思われるが、認定申請に総会決議が必要とは法律には書かれておらず、事務ガイドラインでもフロー図の説明にあるだけで読み飛ばしてしまいそうな記述になっているのは大いに問題であるため、こうした認定の手続きに関わる重要事項は推進計画にもきちんと書き込んでほしい。</p> | <p>ご意見のとおり、「管理計画認定制度のガイドライン」と「修繕積立金ガイドライン」の内容は本計画の本編 37 ページ及び 39 ページに抜粋したものを掲載いたしました。</p>                           |
| 21 | 本書 P26<br>概要 P3 | <p>認定基準に、「長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金を徴収していないこと」とあるが、一方で修繕積立金の段階増額積立方式は認められている。この段階増額積立方式の増額金を、一時金と見なした場合、認定基準との整合性がとれなくなるのではないか。</p>  | <p>「一時的な修繕積立金の徴収」であるか、「段階増額積立金方式による増額金の徴収」であるかは、認定ガイドラインに基づき、事前審査を行うマンション管理センターにて、総合的に審査されるため、不整合は生じないと判断しています。</p> |



|    |                 |   |  |
|----|-----------------|---|--|
| 22 | 本書 P26<br>概要 P3 | <p>7「管理計画の認定基準」について、区分「その他」⑦「札幌市マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること」とあるが、当該適正化指針は判断基準というより法令遵守、情報公開等に関する努力目標的な記載となっており、特に5「マンション管理組合がマンションの管理の適正化に向けて留意が求められる事項」については、「札幌市が“推奨”するものであるため、マンション管理適正化法律第5条の3に基づく管理計画の認定基準には含まれません」と明示されており、具体的認定にあたって当該適正化指針のどの部分がどのように判定の基準となるのか極めて曖昧で認定者の主観に大きく左右されることとなると思われるが、そのような理解で良いか。</p> <p>*「マンション管理適正化法律第5条の3」⇒言い換えに「律」は含まれていない</p> | <p>管理計画の認定基準の⑦「札幌市マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること」につきましては、マンションを管理していく上で必要となる基本的な事項であることから、管理計画の認定申請に当たっては、当然にこれを満たした上でしていただくこととなります。</p> <p>なお、本計画の本編 24 ページの「マンション管理適正化法律」は「マンション管理適正化法」であり、「第5条の3」は「第5条の4」の誤りでございましたので、修正いたします。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、P25、P26の見出しをわかりやすく変更しました。</p> |
|----|-----------------|---|--|

#### IV 今後の取組について

| 意見<br>番号 | 該当<br>ページ       | ご意見の概要  | 札幌市の考え方  |
|----------|-----------------|---|--|
| 23       | 本書 P28<br>概要 P5 | <p>以下の事項について、情報提供して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理組合運営の相談窓口について</li> <li>・勉強会や講習会の開催について</li> <li>・マンション管理センターについて</li> <li>・住宅金融支援機構の債券等の情報について</li> </ul>   | <p>マンションの維持管理に役立つ情報をホームページや広報誌等により、発信してまいります。</p>  |
| 24       | 本書 P29          | <p>マンション管理計画の認定フローについて、申請パターンは4項目ありますが、それぞれの取り扱いについて具体的に説明して欲しい。</p> <p>パターン④は管理組合が直接マンション管理センターへ手続する方法であるが、事前にチェックシート等があれば項目毎の適合可否を目下判断が可能であり、管理組合としての対応を推進することが可能となる。</p> <p>認定申請を促進するため、認定申請にかかる費用の補助を札幌市が検討実施して欲しい。</p> | <p>パターン①はマンション管理士（個人）に委託して認定申請する場合、②はマンション管理業協会の適正評価制度と併用申請する場合、③はマンション管理士会の適正化診断サービスと併用申請する場合、④は①～③とは異なり、管理組合単独で申請書を作成して手続を進める場合を示しております。</p> <p>チェックシートは、本計画の本編 37 ページに追加しましたので、ご利用ください。</p> <p>認定申請にかかる費用の補助金に関しては、現時点では予定はございませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> |

|    |                 |  |  |
|----|-----------------|--|--|
| 25 | 本書 P30<br>概要 P6 | 「管理規約」を改訂したいと思っていたのだが、100 ページ位もあるような物にしななければいけないのか。これについて管理会社への指導はあるのか。役所の方針を知りたい。   | 管理規約の作成や改訂にあたっては、国が作成している、マンション標準管理規約に基づき行うことを推奨しております。<br>また、管理規約の作成は管理組合が行うものであるため、札幌市から管理会社へ指導をすることはございません。 |
| 26 | その他             | 2020 年度調査報告書の概要版 (P14) への意見です。<br>高齢化・なり手不足に対する施策の明記が見当たりません。第三者 (別居の親族等) に委ねることも可能とすることも追加してはかがか。   | ご意見では、何を区分所有者から第三者に委ねるのか判別できませんが、区分所有法で定められている事柄など、札幌市で変更できないこともありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。                       |
| 27 | その他             | 今回の計画を広く認識と関心をより深める為にもインターネットの他に、2030 年築 40 年以上の組合 1420 棟に、この計画を配布出来ないか。   | 本計画は札幌市のホームページのほか、札幌市役所や各区役所で配架するとともに、セミナーなどの機会を通じて、広く周知を図ってまいります。他にも、管理計画認定制度のパンフレットを関連団体と連携して配布してまいります。      |
| 28 | その他             | セミナー開催を何で知らせているのか？外部のセミナーは新聞で見るが、市がセミナーを開催していることは初めて知った。   | 北海道マンション管理組合連合会、北海道、札幌市の共催で実施しており、札幌市のホームページやイベント情報誌、各区役所でパンフレットを配布しておりますが、今後もより一層の広報活動を進めてまいります。              |
| 29 | その他             | ハードの面が大事ですが、同等以上にソフトの面が大事と思われる。(空き家問題、高齢者世代と子育て世代が共に安全で安心して生活できる住環境の構築、空き部屋のないヴィンテージなマンション、業者・行政・区分所有者等多くの関係者の理解と協力による、安全で安心して生活できる仕組みづくり) | ご意見のように、マンションの管理だけではない課題などもありますので、引き続き、関係部局と連携しながら取り組んでまいります。  |

|    |     |   |  |
|----|-----|---|--|
| 30 | その他 | <p>マンション管理の問題点として、長年同じ人が役員を続けることで、規約があり総会が開催され監事も定められていたとしても、役員に取って都合の悪いことは実行されない。</p> <p>この状態を防ぐ1つとして、役員名簿に役員年数を必ず記入して公表することを義務として欲しい。市として長年同じ人が役員を続ける状態を認めているということか。</p>  | <p>役員の選任などについては、各マンションの状況などに応じて、管理組合が定めるものとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>  |
| 31 | その他 | <p>今後の取組について市としての積極的な対応を行うことを求める。</p> <p>市が計画を推進する際に必要となる広範囲で詳細、かつ正確な情報を得るためには、国からの調査や管理業者からの情報に頼ることはやむを得ないが、国の調査も管理業者任せという実態もある。従って調査内容の信頼度を測るためにも委託調査に頼るのみではなく、直接モニタリングマンションを抽出して職員がその実態を掌握する、また可能であれば、意見を提出した方々に実態把握の聴取を行うなど、真摯に取り組む必要がある。</p> | <p>札幌市では、マンションの実態を把握するため、郵送によるアンケート調査に加え、マンションの管理組合にヒアリングを行う訪問調査も合わせて実施しております。今後も、マンションの実態を適切に把握するよう、取り組んでまいります。</p> |